

気候変動の影響を踏まえた
淡路沿岸海岸保全基本計画の変更について

令和7年11月25日

兵庫県

目次

1. 現行の淡路沿岸海岸保全基本計画の概要 ······ p.1
2. 気候変動を踏まえた計画変更のポイント ······ p.2
3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要 ······ p.3
4. 施設整備の方針（報告） ······ p.13



1. 現行の淡路沿岸海岸保全基本計画の概要

■ 淡路沿岸は、東部は大阪湾、西部は播磨灘に面して沿岸を形成している。多数の海岸景勝地を有し、美しい眺望、青い海など豊かな環境に恵まれている

■ 洲本・三原の平野が広がっているが、その他の海岸線はほとんど急斜面で平地は少ない。五色浜や慶野松原などの景観資源としての砂浜がある

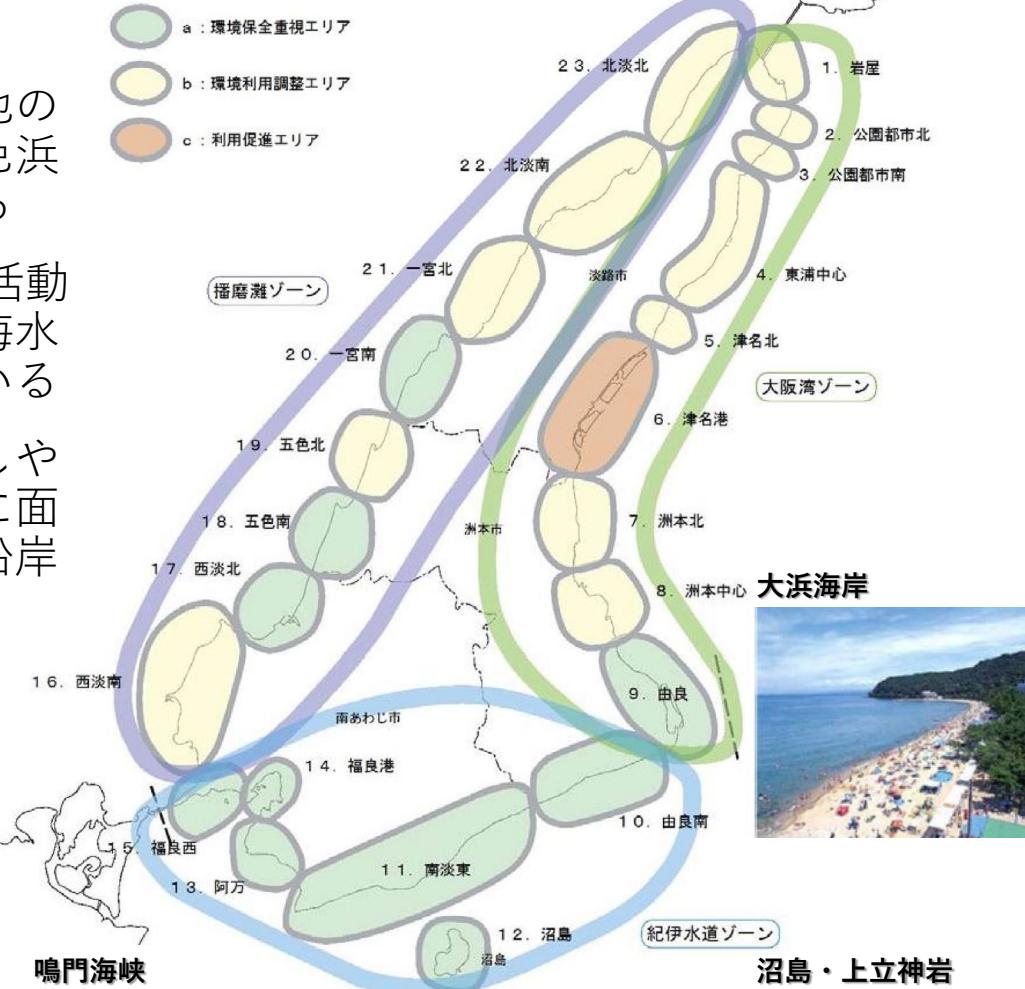
■ 渔港が22港、港湾が16港あり、多くが漁業活動の基地。温暖な気候と優れた自然景観から、海水浴・釣り等の海洋性レクリエーションでも親しまれている

■瀬戸内型の気候に属しており、全般に過ごしやすい。沿岸では、西側は冬季風浪、紀淡海峡に面した東側は太平洋からのうねりの影響により沿岸部が侵食を受けている

環境保全重視エリア（環境が中心となっているエリア）	
現在の貴重な自然環境を守り育て、将来に継承していくとともに、海での体験や学習の機会を創出し、また、環境に配慮した海岸の防護を計画的に行なうことが基本となるエリア。	
慶野松原	
自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性をふまえた適正な利用に向けての改善を行うなど、環境と利用の調和を図ながら海岸づくりを行うことが基本となるエリア。	
環境利用調整エリア（環境と利用が共存しているエリア）	
自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性をふまえた適正な利用に向けての改善を行うなど、環境と利用の調和を図ながら海岸づくりを行うことが基本となるエリア。	
利用促進エリア（利用が中心となっているエリア）	
都市、産業等の機能が集積しており、海岸の防護とともに、環境面に配慮しつつ、現在の利用ポテンシャルの向上、かつ新たな展開による魅力ある海岸づくりを積極的に図ることが基本となるエリア。	

注) 防護は沿岸全体に関する視点であるため、エリア特性は環境と利用の特性による区分としている

西海岸沿い
(サンセットライン)



沼島・上立神岩



2. 気候変動を踏まえた計画変更のポイント

- ・海岸保全基本方針の変更等を受け、海岸保全基本計画の見直しが必要となった。
- ・技術検討部会の審議結果を踏まえ、現行の海岸保全基本計画の見直しを行い、気候変動の影響を踏まえた変更案を作成する。

計画変更のポイント① 海岸保全基本方針に基づき、気候変動による影響を明示

- 海岸保全基本計画の基本理念、基本方針等に気候変動の影響を考慮することを明示

計画変更のポイント② 現時点の最新の知見を基にした気候変動シナリオを明示

- 気候変動に関する現時点での最新の知見を基に、気候変動シナリオとして 2°C 上昇シナリオを想定した

計画変更のポイント③ 2100年時点を想定年次とした防護水準を設定

- 気候変動を踏まえ、2100年時点を想定年次として防護水準（潮位・波浪・津波）や代表堤防高を設定した
- 計画値としては、気候変動を踏まえた2100年時点で設定するが、確信度の高い予測結果をもとに、ソフト対策も組み合わせながら多段的な対策も検討する

計画変更のポイント④ 今後の気候変動の発現状況と最新の予測結果に応じた計画の見直し

- 気候変動の予測には不確実性が伴うため、モニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準等の見直しを図るものとする

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■現行の淡路沿岸海岸保全基本計画は、海岸保全基本方針に基づき、第1編～第3編の目次構成となっている。今回の計画変更に伴う目次の変更はない。

■淡路沿岸海岸保全基本計画の目次構成

【目次】	
海岸保全基本計画の変更にあたって	
第1編 海岸の保全に関する基本的な事項	第1編は、海岸保全に関する基本理念、基本方針、施策を示しており、海岸事業に限定せず広く検討 → 気候変動等に対応した内容の変更
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	
1－1 海岸の概要	
1－2 海岸の現状	
1－3 淡路沿岸の長期的な在り方	
2. 海岸の防護に関する事項	
2－1 海岸の防護の目標	
2－2 海岸の防護の目標を達成するための施策	
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
5. ゾーン及びエリアごとの特性の明確化と整備の方向	
第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	第2編は、海岸事業で対応可能な施設整備として、海岸管理者が直接対応する整備の内容と整備を進める際の配慮事項を示している → 防護水準の見直しに伴う整備内容の変更
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	
1－1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	
1－2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	→ 気候変動を踏まえた留意事項の変更

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第1編 2. 海岸の防護に関する事項」は、技術検討部会で決定した防護水準について変更する。また、気候変動の発現状況や最新の予測結果により、適宜、防護水準等を見直すことを追記する。侵食に関しては、海岸保全基本方針を踏まえ、砂浜のモニタリングを行うことを追記する。

第1編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【 2-1 海岸の防護の目標 】

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
防護の目標	(前提条件なし)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動シナリオとして2°C上昇シナリオを想定することを追記 2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記 気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、適宜、防護水準の見直しを図ることを追記 	P44	技術検討部会の審議内容
	●高潮・波浪に対する防護水準 過去に発生した高潮の記録等に基づく既往最高潮位に、推算波浪の影響に加えて、これらに対して防護	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮し、将来の台風期期待平均満潮位 (H.W.L) と計画偏差を加えた設計高潮位に、波浪の影響を加えて、これらに対して防護することに変更 	P45	技術検討部会の審議内容
	●津波に対する防護水準 南海トラフ地震の発生頻度を踏まえた2つの水準の津波 <ul style="list-style-type: none"> 概ね百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対して原則として越流を防ぐ 最大クラスの津波に対して津波の越流を一部許容するが、粘り強い構造への補強等により、浸水被害を軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的発生頻度の高い津波に対して、気候変動の影響を考慮することに変更 	P45	技術検討部会の審議内容
	●侵食に対する防護水準 現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする砂浜等面的防護方式を必要とする場合には、必要に応じて汀線の回復を図ることを目標	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮することを追記 モニタリングと気候変動の影響予測を組み合わせて順応的に対応していくことを追記 	P45	海岸保全基本方針を基に追記
	高潮・波浪・侵食に関する防護水準表 津波に関する防護水準表	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の防護水準の数値に変更 	P46 ～P48	技術検討部会の審議内容

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

第1編 2. 海岸の防護に関する事項の変更 【2-2 防護の目標を達成するための施策】

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
地域を守る安全な海岸の整備	高潮に対し、近年の台風等を考慮して防潮堤等の高さを見直したうえで、緊急的かつ重要な箇所について、計画的・重点的な施設の改良等を進める 内水排除への配慮、水門や陸閘の適正な維持・補修に加え、災害時の操作員の訓練実施などの運用面の充実、地域特性をふまえた施設の自動化等を進める	• 気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2°C上昇シナリオにて設定するが、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記	P49, 50	技術検討部会の審議内容
	侵食対策については、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めるとともに、適切な土砂管理を行い、砂浜の維持・復元を図っていく	• 気候変動に伴う砂浜の変動等に関するモニタリングを実施することを追記	P49	海岸保全基本方針を基に追記
	レベル1津波に対しては、津波の越流を防ぐことを基本として、レベル2津波に対しては防潮堤等の粘り強い構造への補強、基礎地盤の液状化低減対策、排水機場の耐水化を推進	• 気候変動を踏まえた必要高を2100年時点の2°C上昇シナリオにて設定するが、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記	P49, 50	技術検討部会の審議内容
	予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な施設の維持・補修・更新を行う	(一)	P50	現行計画にて対応
地域住民と一体となった防災対策	情報の収集、発信等ソフト面での対策	(一)	P50	
	地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及、地域の連携促進による防災・減災対策の円滑な推進	(一)	P51	
	津波防災については避難支援や防災意識の啓発、地域防災力の向上を図る	(一)	P51	

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
生物の生息環境創出のための施策	(一)	<ul style="list-style-type: none"> 近年では「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」）に基づく様々な対策が実施され、人工海浜の整備をはじめ、生態系や水質浄化にも配慮した施設の整備を進めてきたことから、水質は大きく改善 一方、栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ちや漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが危惧 このことから、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、2015年10月、瀬戸内法が37年ぶりに大幅改正 今後、瀬戸内法の理念である「豊かな海」の実現を目指し、漁業者をはじめとした関係者の意見を積極的に取り入れ、藻場・干潟や磯場などの維持や再生など、漁場環境の回復および創出に配慮した海岸環境づくりに配慮し、護岸等の整備及び補修・更新時には、藻場や浅場を形成する緩傾斜護岸の設置や、多様な生物の生息場を創出する機能を施設へ付加するなど、環境の改善に効果のある海岸保全施設づくりに努めていく 	P52	新たに追加
海域生態系の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> 豊かで多様な海辺・海中の生態系や多岐にわたる生態系など、環境の創出及び回復を含めた環境保全に努めていく 海岸保全施設の整備に際しては、砂浜や礫浜の保全・回復に向けて配慮するとともに、人工構造物の整備に際して生態系の保全や共生に向けた構造・材質等の配慮、必要に応じて事前の詳細な調査・研究開発について取り組む 	削除	P52	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

第1編 3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
陸域生態系の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> 海岸整備においては、各種事業に際しての環境保護対策の確立を目指す 特に沿岸に生育する貴重な海浜植物群落や塩生植物群落は、群落一体とした面的な保全・回復に努める 貴重な海浜植生の保護については、施設整備及び維持管理時の配慮に加え、生育地内立入規制などにより、生息地保護に努める 	(一)	P52	現行計画にて対応
沿岸の景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜の保全と回復については、優れた海岸景観が損なわれることのないように、景観保全にも配慮した整備を行う 定期的な調査で砂浜の移動状況を把握し、元々の自然の姿を回復させることを目指して、保全・対策を図る 海辺の人工改変や構造物の設置については、地域の魅力をさらに高めていくような配慮、自然景観への影響への配慮を行う 展望地及びアクセスとなる遊歩道などの環境整備を進める。また、多様な海岸の景観要素の保全に努めつつ、広い視点に立って全体としてまとまりのある、良好な海辺景観の形成を目指していく 	(一)	P53	現行計画にて対応
地域住民等の参画による海岸環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の協力を促す広報活動や地域住民やボランティアが参画・協力しやすいシステムづくりにより、住民主体の協力体制の確立・強化に努める。 漁場環境に与える影響等に配慮するとともに、漁業活動との調整に努める ゴミ等の不法投棄に対してさらなる規制強化等の対策検討や意識啓発等総合的に対策し、環境保全活動のPRを推進する 河川流域や漁業及び林業関係者が一体となって、森林の保護や植林の推進、河川浄化に向けた環境対策への取り組みなど、ソフト面における保全対策を推進する 	(一)	P54	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第1編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項」は、現行計画を踏襲し、安全な海岸の整備（防護）を第一とし、環境・利用に配慮しながら相互の調和を図るものとする。

第1編 4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
歴史・文化資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> 海岸や港に残る稀少な歴史資源を極力活かすとともに、背後地に残る歴史や文化遺産などと関連づけ、地域特有の海辺の変遷が追認できるような配慮を行う 行事・祭事やイベント等を協力して盛り上げていくための体制づくりを支援 	(一)	P55	現行計画にて対応
海岸利用の利便性向上と体験学習の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 人と海がふれあえる拠点づくり、より多機能な憩いの海辺空間づくりを推進 利便施設のユニバーサルデザイン化を推進し、海岸利用の利便性向上を図るなど、瀬戸内なぎさ回廊づくりによる海辺のネットワーク形成を推進 海岸に容易にアクセスできるように、わかりやすい標識等による案内表示や、老朽化施設への対策を検討し、利用者の安全性に配慮した施設整備と管理を行う 自然体験の場となる環境を活かしたレクリエーション活動により、海辺の自然体験学習の展開を図り、海岸の適正な利用を推進する 	(一)	P55	現行計画にて対応
自然公園内施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全を基本としつつ、海浜利用の利便性向上に向けた適切な施設整備とともに、自然公園の施設を活かしながら、沿岸での自然とのふれあいに向けた利用の推進を図る 	(一)	P56	現行計画にて対応
海岸利用に関する地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 施設の内容や周辺環境の状況、混雑状況の把握など、海岸利用者へ適切な情報提供を行うため、地域の各市の協力体制の確立を推進 地域間の協力関係をより深めるための積極的な海岸保全・教育活動の展開を推進し、海岸環境にも配慮した海岸づくりを進めていく 	(一)	P56	現行計画にて対応
海岸の適正な利用に向けた対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜への車両の乗り入れやごみの放置などに対するマナー向上のための啓発活動、海岸利用のルールづくりや規制の強化など、沿岸地域の一体化による組織的な活動の展開を早期に図る 放置艇については、関連法による対応と合わせて、地域間の協力による監視や規制の強化、ルールづくり、体制づくりを推進 水上バイクにおいては、海水浴客や海浜利用者との明確な利用区分を行うことで、安全性と利便性を高める 	(一)	P56	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■「第2編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」は、技術検討部会で決定した防護水準について変更する。また、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記する。

第2編 1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
新設又は改良しようとする区域	<ul style="list-style-type: none"> 高潮、津波、侵食等に対する防護の必要性がある海岸 海岸保全施設が未整備の箇所、天端高不足や老朽化等により所要の機能を確保できていない箇所、地震による地殻変動や沈下に対する対策が必要な箇所、湾の入口で津波高を軽減させる必要がある箇所、海岸保全施設の高度化が必要な箇所、侵食対策が必要な箇所について、44区域を整備対象区域として選定 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響を考慮し、天端高が不足する箇所等を対象区域とすることを追記 	P77	技術検討部会の審議内容
海岸保全施設の計画諸元	<ul style="list-style-type: none"> 代表堤防高は、高潮・波浪に対して必要な高さ（設計高潮位と設計波に対して必要な高さ）と、津波に対して必要な高さを比較して、高い方の値を用いて設定 侵食については現状の汀線維持もしくは、波の打ち上げ低減のための砂浜拡幅や海水浴場としての砂浜面積確保など、必要に応じた汀線の回復を目標 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動シナリオとして2°C上昇シナリオを想定することを追記 2100年時点を想定年次として、防護水準を設定することを追記 前面の施設整備状況を踏まえて天端高を算定したものであり、実施設計にあたっては各施設において対策案を検討することを追記 	P81	技術検討部会の審議内容
海岸保全施設の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> 整備内容一覧表 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した高潮・波浪・津波の整備内容に変更 ソフト対策も組み合わせた多段的な対策も検討することを追記 	P101 添付表	技術検討部会の審議内容
海岸保全施設による受益地域	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設が整備されない場合に、防護水準として設定した高潮・津波による浸水や現在進行中の侵食により、海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を考慮した受益地域に変更 	P107 添付図	防護水準を踏まえて設定

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■ 「第2編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」は、現行計画を踏襲する。

第2編 2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
海岸保全施設の存する区域	・ 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域	(一)	P101～添付表添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の種類、規模及び配置	・ 維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域毎に存する海岸保全施設の種類、規模及び配置	(一)	P101～添付表添付図	現行計画にて対応
海岸保全施設の維持又は修繕の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全施設の維持又は修繕に際しては、日常巡視・定期点検を行い、この結果をふまえ、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効率的な海岸保全施設の維持・管理を進める。 ・ 維持・修繕の方法は、対象施設の変状の種類や程度をふまえつつ、新技術・新工法の適用性も検討し、ライフサイクルコストの観点もふまえた最適な方法を採用するものとする。 	(一)	P101 添付表	現行計画にて対応

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■ 「第3編今後の取り組みにあたっての留意事項」は、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて、計画を見直すことを追記する。

第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項の変更

項目	現行計画	今回変更	参考資料2 対応頁	備考
今後の調査研究	<p>新しい知見・技術を導入し、調査・研究、体制づくりを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備 地球温暖化に伴う気象・海象の変化、海面上昇等の予測と影響の程度の推定・対策方法の検討 高潮・津波ハザードマップの更新、地震津波へのハード・ソフト対策 関係機関との連携、地域住民の参画による継続的な環境調査・研究体制 老朽化施設の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した気候変動による気象・海象や環境変化に関するモニタリングを追記 	P97	海岸保全基本方針を基に追記
地域住民等の参画と情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施段階においても地域住民の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施 地域住民の海岸保全に関する知識と意識の向上を図り、海岸づくりに積極的に関わるような環境づくり 海岸に関する情報公開を行い、事業の透明性の向上を図る 計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について広く地域住民に公開 	(一)	P98	現行計画にて対応
広域的・総合的な調整・連携	<ul style="list-style-type: none"> ゴミ問題について、モラル向上のための広範な啓発活動を進める 淡路沿岸に漂着するゴミについては、大阪湾や播磨灘に面する府県等を含めたさらに広域的な取り組みが必要 	(一)	P98	現行計画にて対応
計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直す 地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直す 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングによる気候変動の発現状況や最新の予測結果に応じて防護水準を見直すことを追記 	P99	第2回委員会審議内容

3. 海岸保全基本計画（変更原案）の概要

■第2回委員会審議内容：大阪港湾局での気候変動検討部会における気候変動に関するモニタリングの意見を踏まえ、関係機関等で計測している項目を含めて今後のモニタリング候補が整理されている。

モニタリングの例

分類	項目	収集内容	入手先
海岸一般に関する情報	気象	天候、風況、水温	気温、気圧、風向・風速、海水温 アメダス、気象庁
	海象	潮位	朔望平均満干潮位、平均潮位、最高潮位 NOWPHAS、海象年表、気象庁 海上保安庁、国土地理院、各自治体
		波浪	波高、周期、波向 NOWPHAS、海象年表、気象庁
		流況	海域、沿岸域、施設周辺 海上保安庁、各自治体
	地形	砂浜、周辺地形	空中写真・衛星写真、地盤高（地殻変動等） 国土地理院等
			海図・海の基本図 海上保安庁
			汀線・深浅測量、砂浜幅、粒径分布 海岸管理者
環境に関する情報	水質	環境基準項目（河川、海域）	公共用水域水質測定結果、海水温、全炭酸濃度、周辺事業における調査結果 環境省、各自治体
	底質	底質の粒径、土壤硬度	周辺事業における調査結果 周辺事業者
	生物・生態系	海域生物 陸域植物	周辺事業における調査結果 環境省、周辺事業者、各自治体のレッドデータブック
	漂着物	漂着ごみ	漂着物の分布、量、内容及び原因 環境省、各自治体
利用（社会条件）に関する情報	地域条件	人口	周辺市町村人口、年齢構成 各種統計資料
		交通アクセス	主要幹線道路、アクセス道路、公共交通機関 各種統計資料
		背後地の土地利用	土地利用、産業構造 各種統計資料
		地域特性	地域特有の文化、景観 各種統計資料
		レクリエーション施設	施設・資源の分布、施設内容・利用状況 各種統計資料
	空間利用条件	海域利用	レクリエーション利用（サーフィン、マリンスポーツ等） 各種統計資料
			漁業利用、港湾
		陸域利用	レクリエーション利用（海水浴、祭り・イベント等） 各種統計資料
			海水浴客、観光客の入込数、利用される範囲
			漁業利用、日常利用、産業利用 各種統計資料
	法規制		各種関連法律

施設整備の方針について（報告）

■ 2100年を目標とした施設整備について、以下の考え方により計画する

■ 気候変動シナリオ

- 2°C上昇シナリオ (RCP2.6)
- 目標年次 2100年

■ 将来気候における計画外力（淡路沿岸）

- 海面上昇量：+0.4m
- 高潮：（潮位偏差）T6118(第2室戸台風)
(波浪) T6523(昭和40年台風23号)
- 津波：想定安政南海地震 (L1津波)



■ 計画諸元・整備対象区域の設定

▶ 広い範囲で海岸保全施設の天端高不足（1～2m程度）が生じると予測

- 施設整備については、できるだけ確信度の高い予測結果をもとに多段的な対応策を検討することが重要

■ 施設整備の方針

【当面の方針】

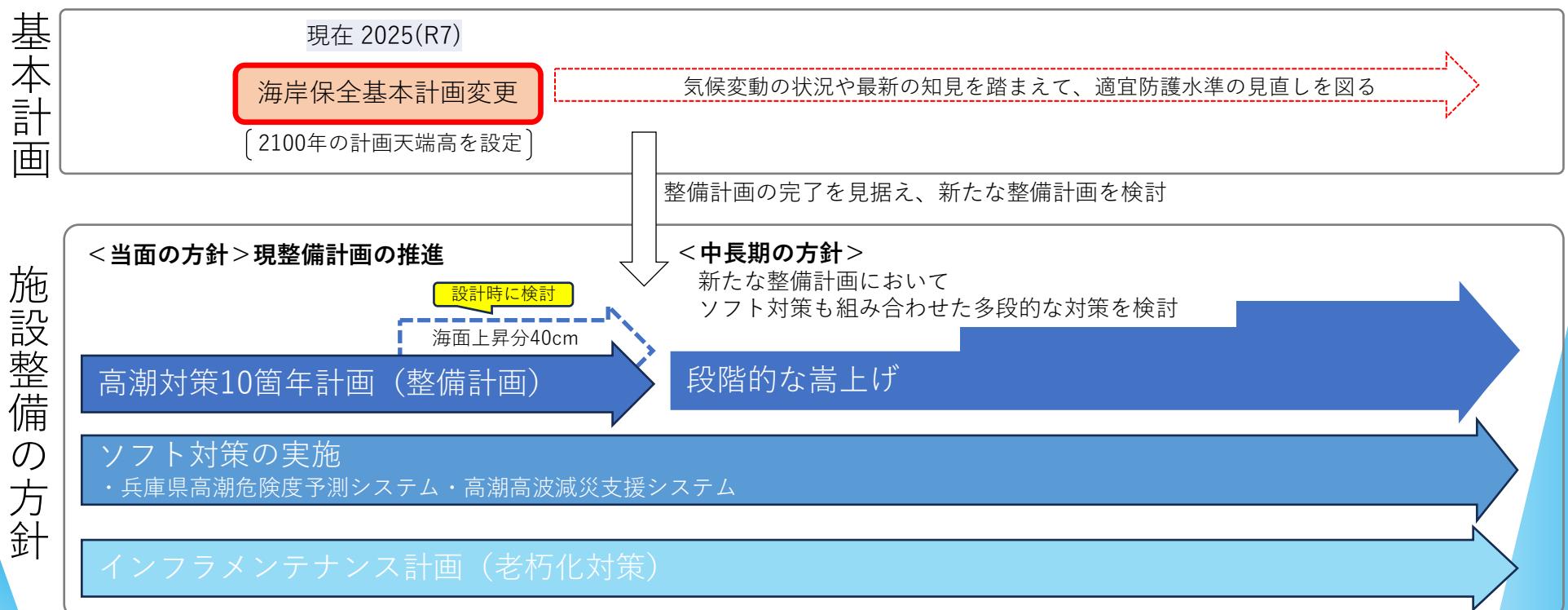
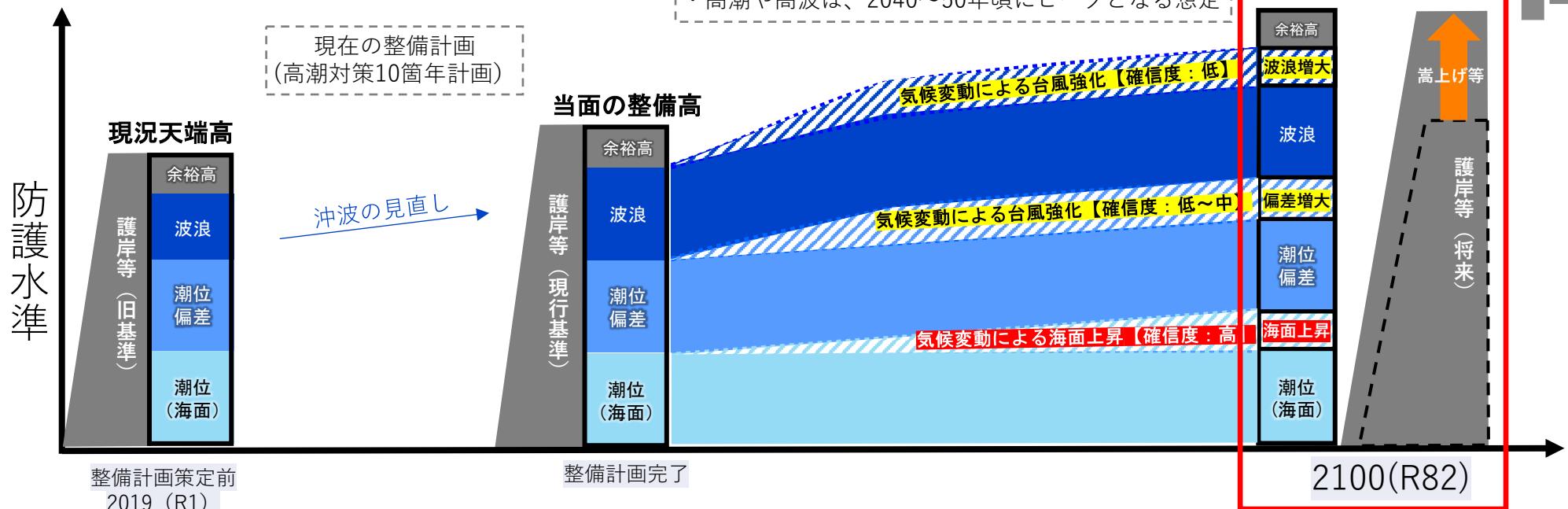
- 現行の整備計画「高潮対策10箇年計画」の早期完了。老朽化対策の「インフラメンテナンス計画」を継続的に実施
- 確信度が高い「海面上昇40cm」は防潮堤等の設計時に検討。

【中長期の方針】

- 今回の基本計画見直しを踏まえ、新たな整備計画を検討。
- 施設整備に加え、ソフト対策も組み合わせた多段的な対策を実施。

[基本計画の見直し]

- なお、気候変動の将来予測に関する知見は、今後も変わり得るため、気候変動の発現状況に応じて、適宜、防護水準の見直しを図る
- 見直しに際しては、地域・社会状況や、最新の科学的な知見等に基づき、隨時、対応策を検討





兵庫県